

表 【河川】 見直しの考え方(既存知見及び見直しの基準(案))

測定項目	①調査要領(案)	見直し基準案					
		D	C	B	A		
		環境基準値超過	環境基準値の1/2以上～環境基準値以下	定量下限値～環境基準値の1/2未満	定量下限値未満		
		地点種別・項目ごと 下段のとおり		地点種別・項目ごと 下段のとおり			
生活環境項目	BOD、SS	●環境基準点：年12回 ●補助地点：見直し基準ランクにあてはめる	12回	4回	4回	4回	
	pH、DO	●環境基準点：年12回 ●補助地点：見直し基準ランクにあてはめる	12回	—	—	4回	
	COD、総窒素、総リン	●環境基準点：年12回 ※現状調査地点のみ ●補助地点：原則測定しない 例外) 堰の湛水部の最下流地点が補助地点・・・等	—	—	—	—	
	全亜鉛	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※水生生物の保全に係る項目の類型指定がされている調査地点である ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原則測定しない	12回	4回	4回	4回	
	フェノール、LAS	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※水生生物の保全に係る項目の類型指定がされている調査地点である ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原則測定しない	12回	4回	2回	1回	
	大腸菌数	●環境基準点：年12回 ※類型指定C、D、Eの地点は測定しない。 ●補助地点：原則測定しない	—	—	—	—	
健康項目	主要8項目 カドミウム、全シアン、鉛、6価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀	カドミウム、全シアン、鉛、6価クロム、ヒ素、総水銀	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原見直し基準ランクにあてはめる ※現状調査地点のみ ※10か年分の測定結果がない場合年4回	12回	4回	2回	1回 (0回) ※カッコ内は補助地点の場合
		アルキル水銀	●アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ測定	—	—	—	—
		PCB	●環境基準点：年1回 ※現状調査地点のみ ●補助地点：原則測定しない	—	—	—	—
	その他	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原則測定しない	12回	4回	4回	4回
		ふっ素、ほう素	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原則測定しない	12回	2回	2回	2回
		1, 4-ジオキサン	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※環境基準値超過の地点が上下流にある場合は、環境基準点に準じた測定回数とする ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原則測定しない 環境基準値超過の地点が上下流にある場合は、環境基準点に準じた測定回数とする	12回	4回	2回	1回
		その他	カドミウム等に準ずる ●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原見直し基準ランクにあてはめる ※現状調査地点のみ ※10か年分の測定結果がない場合年4回	12回	4回	2回	1回
	要監視項目 生物要監視項目	人の健康の保護に関する項目	●環境基準点：見直し基準ランクと現状の測定回数を比較して決定 ●補助地点：原則測定しない	12回	4回	2回	1回
		水生生物の保全に関する項目	●環境基準点：見直し基準ランクと現状の測定回数を比較して決定 ●補助地点：原則測定しない	12回	4回	2回	1回
		PFOS、PFOR	●現状の調査地点で測定。 ※10か年分の測定結果がないため年4回	—	—	—	—
排水規制項目	フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、(全)クロム	●現状の調査地点で測定。回数は見直し基準ランクにあてはめる	12回	4回	2回	1回	
富栄養化関連項目		●環境基準点：現状の調査回数とする。 ●補助地点：原則測定しない。	—	—	—	—	
水道関連項目	2-メチルイソボルネオール、	●現状の調査地点で測定。回数は見直し基準ランクにあてはめる	※定量下限値未満 4回	※定量下限値以上～5ng/L以上 2回	※5ng/L以上～20ng/L以下 2回	※20ng/L超過 2回	
	ジオキサン	●現状の調査地点で測定。回数は見直し基準ランクにあてはめる	※定量下限値未満 4回	※定量下限値以上～10ng/L以上 2回	※10ng/L以上～20ng/L以下 2回	※20ng/L超過 2回	
	総トリハロメタン	●現状の調査地点で測定。年12回。	—	—	—	—	
その他	導電率、塩化物イオン	●環境基準点 ※感潮域を対象 ●補助地点：原則測定しない	※生活環境項目の測定回にあわせる				
	陰イオン界面活性剤	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※現状調査地点のみ ●補助地点：原則測定しない	※定量下限値未満 1回	—	—	※定量下限値以上 2回	
	その他	現状の回数そのまま	—	—	—	—	

表 【湖沼・ダム湖】見直しの考え方(既存知見及び見直しの基準(案))

測定項目		①調査要領(案)	見直し基準案				
			D	C	B	A	
			環境基準値超過	環境基準値の1/2以上～環境基準値以下	定量下限値～環境基準値の1/2未満	定量下限値未満	
		地点種別・項目ごと 下段のとおり		地点種別・項目ごと 下段のとおり			
生活環境項目	COD、SS、DO、総窒素、総リン	●環境基準点：年12回 ●補助地点：見直し基準ランクにあてはめる	12回	6回	6回	6回	
	BOD	●CODの回数に準じる。	—	—	—	—	
	pH、DO	●環境基準点：年12回 ●補助地点：見直し基準ランクにあてはめる	12回	—	—	6回	
	底層溶存酸素	●類型指定の状況にかかわらず、現状の調査地点で現状の測定回数	—	—	—	—	
	全亜鉛	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※水生生物の保全に係る項目の類型指定がされている調査地点である ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原則測定しない	12回	4回	4回	4回	
	ノルフェノール、LAS	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※水生生物の保全に係る項目の類型指定がされている調査地点である ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原則測定しない	12回	4回	2回	1回	
	大腸菌数	●環境基準点：年12回 ※類型指定C、D、Eの地点は測定しない。 ●補助地点：見直し基準ランクにあてはめる	12回	6回	6回	6回	
健康項目	主要8項目	カドミウム、全シアン、鉛、6価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原見直し基準ランクにあてはめる ※現状調査地点のみ ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ測定	12回	4回	2回	1回 (0回) ※カッコ内は補助地点の場合
		アルキル水銀	●アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ測定	—	—	—	—
		PCB	●環境基準点：年1回 ※現状調査地点のみ ●補助地点：原則測定しない	—	—	—	—
	その他	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原則測定しない	12回	4回	4回	4回
		ふっ素、ほう素	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原則測定しない	12回	2回	2回	2回
		1,4-ジオキサン	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※環境基準値超過の地点が上下流にある場合は、環境基準点に準じた測定回数とする ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原則測定しない 環境基準値超過の地点が上下流にある場合は、環境基準点に準じた測定回数とする	12回	4回	2回	1回
		その他	カドミウム等に準ずる ●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※10か年分の測定結果がない場合年4回 ●補助地点：原見直し基準ランクにあてはめる ※現状調査地点のみ ※10か年分の測定結果がない場合年4回	12回	4回	2回	1回
	要監視項目 生物要監視項目	人の健康の保護に関する項目	●環境基準点：見直し基準ランクと現状の測定回数を比較して決定 ●補助地点：原則測定しない	12回	4回	2回	1回
		水生生物の保全に関する項目	●環境基準点：見直し基準ランクと現状の測定回数を比較して決定 ●補助地点：原則測定しない	12回	4回	2回	1回
		PFOS、PFOR	●現状の調査地点で測定。 ※10か年分の測定結果がないため年4回	—	—	—	—
排水規制項目	フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、(全)クロム	●現状の調査地点で測定。回数は見直し基準ランクにあてはめる	12回	4回	2回	1回	
富栄養化関連項目	アンモニウム態窒素、オルトリン酸態リン、クロロフィルa、フェオフィチン(フェオ色素)	生活環境項目T-N、T-Pの見直しの判断基準ランクの判定結果を参照 ●環境基準点：現状の調査回数とする。 ●補助地点：原則測定しない。	12回	6回	6回	6回	
	亜硝酸態窒素、硝酸態窒素	●環境基準点：現状の調査回数とする。 ●補助地点：原則測定しない。	12回	6回	6回	6回	
	TOC	●現状の調査地点で測定。12回/年	—	—	—	—	
	その他	●環境基準点：現状の調査回数とする。 ●補助地点：原則測定しない。	—	—	—	—	
水道関連項目	2-メチルイソボルネオール	●現状の調査地点で測定。回数は見直し基準ランクにあてはめる	※定量下限値未満 4回	※定量下限値以上～5ng/L以上 2回	※5ng/L以上～20ng/L以下 2回	※20ng/L超過 2回	
	ジオキシン	●現状の調査地点で測定。回数は見直し基準ランクにあてはめる	※定量下限値未満 4回	※定量下限値以上～10ng/L以上 2回	※10ng/L以上～20ng/L以下 2回	※20ng/L超過 2回	
	総トリハロメタン	●現状の調査地点で測定。年12回。	—	—	—	—	
その他	導電率、塩化物イオン	●環境基準点 ※感潮域を対象 ●補助地点：原則測定しない	※生活環境項目の測定回にあわせる				
	陰イオン界面活性剤	●環境基準点：見直し基準ランクにあてはめる ※現状調査地点のみ ●補助地点：原則測定しない	12回	4回	4回	4回	
	その他	●現状の調査地点で測定。回数は見直し基準ランクにあてはめる	※定量下限値未満 1回	—	—	※定量下限値以上 2回	
	その他	●現状の調査地点で測定。回数は見直し基準ランクにあてはめる	—	—	—	—	